

### 春の火災予防運動 4月20日(火)～4月30日(金)

《全国统一標語》  
『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』  
《留萌消防組合テーマ》  
『火災から 生命を 守ろう』



#### 春の火災予防運動が実施されます

4月20日(火)から4月30日(金)までの間、「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」を統一標語に春の火災予防運動を実施します。  
空気が乾燥して火災が発生しやすい気候となる時季を迎えました。陽気に誘われ出かける機会が多くなるこの季節、火に対する警戒心がおろそかにならないよう家庭や職場の中でも話し合いましょう。  
留萌消防組合では火災予防運動期間中、火災防ぎよ訓練、住宅防火展など、さまざまな行事を行います。  
皆さんもこの機会にもう一度、火災予防について考えてみましょう。

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



- 7つのポイントとは…  
3つの習慣
- ① 寝たばこは、絶対やめる。
  - ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
- ① 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
  - ② 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
  - ③ 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**などを設置する。
  - ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

#### 平成22年危険物取扱者試験準備講習会 開催のお知らせ

平成22年第1回危険物取扱者試験が6月6日(日)に実施されますが、受験される方を対象に危険物取扱者試験準備講習を次のとおり開催します。希望される方はお申し込みください。

#### 講習 日

平成22年5月17日(月)から5月20日(木)までの4日間の講習となります。

#### 講習申込先

留萌危険物安全協会(留萌消防署予防課保安係)までお申し込みください。

#### お問い合わせ

留萌消防署予防課保安係にお問い合わせください。  
(TEL) 42-2295



## 命を守る切り札

### 住宅用火災警報器

#### を設置しましょう

住宅火災により5年連続して、全国で1000人を超える方々が亡くなっています。このことから**住宅用火災警報器**の設置が義務化となりました。留萌市でも新築の住宅ではすでに平成18年6月1日から設置が義務化となり、平成18年5月31日以前に建築された住宅についても平成23年6月1日までに設置することが義務づけられています。  
住宅用火災警報器の設置こそが死者を減らす「切り札」です。市民一人ひとりが安心して暮らせる街づくりのため、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。

## ご用心

悪徳訪問販売に注意しましょう。  
消防職員は訪問販売をいたしません。  
安易に契約しないようにしましょう。  
変だと思ったら家族や消防署に相談しましょう。



左のNSマークを購入の目安にしてください。



電話 42-2211  
直通 42-2296

留萌消防組合消防署 予防課

防火に対するお問い合わせは